

災害発生後の手続き

(災害報告書の提出)

(※災害発生後、30日以内に提出)

- ①災害について、ただちに単P会長に報告して下さい。
 - ②様式-4「災害報告書」、様式4-①「災害報告書 物損」に、災害発生状況を具体的に記入して下さい。
 - ③会長が認めたPTA行事である証拠となる文書(会長名が記載された案内文、年間行事計画等)を添付して安全委員会にご送付下さい。
- ※会長印は公印を押印して下さい。
※事務担当者が会長に確認し、速やかに作成して下さい。
※安全委員会にて災害報告書を受領後、公文(受領通知と請求手続き上の留意点)を送付します。

(共済金請求の手順)

治癒したとき、又は事故発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早い時。

(共済約款 第8条、第9条)

1. 医療報告書の提出

- ①通院実日数6日以内の場合→様式-6「医療報告書①」を提出して下さい。
※通院した日付に○印を記入して下さい。
※領収書を添付して下さい。
- ②通院実日数7日以上の場合→様式-7「医療報告書②」を提出して下さい。
※入院、通院した日付に、通院：○印、入院：△印を記入して下さい。
※様式-8「診断書」、領収書を添付して下さい。
※通院実日数が6日以内であっても骨折・手術及び固定具を使用した場合は、「医療報告書②」を提出して下さい。

2. 診断書の提出

- ①様式-8「診断書」を提出して下さい。
※様式-7「医療報告書②」に添付して下さい。
※病院の診断書料(文書料)の領収書の原本を添付して下さい。診断書料は1災害につき1通分のみお支払い致します。(数か所分ある場合は、一番高い方)

3. 共済金支払請求書の提出

- ①様式-5「共済金支払請求書」を提出して下さい。
※会長印は公印を押印して下さい。

(共済金の給付について)

共済金は審査委員会での査定後、各单位PTAの口座に振り込みます。

※同時に共済金支払通知書を単位PTA会長宛に送付いたします。

なお、同封の受領書は署名捺印(受給者本人において)のうえ、速やかにご返送ください。